

議案第 2 号

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行について

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行については、次に定めるところによる。

令和 4 年12月22日

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

会 長 加 藤 光 彦

飛島公共交通バス（蟹江線）の 1 日無料運行について

1. 無料化の目的

村内外からの来場者が見込める「とびしマルシェ」の開催日にあわせて実施することにより、今まで利用したことがない方にも広くバスについて知っていただく機会とする。

2. 期日

令和 5 年 3 月 1 9 日（日）終日

3. 運行形態

- ・無料運行に加え、とびしマルシェに来場しやすくするよう、臨時便を運行する。
- ・臨時便については、とびしマルシェ開催時間にあわせて運行できるようダイヤを編成する。
- ・臨時便についても、本便同様無料とする。

4. 「とびしマルシェ」概要及び運行ダイヤ
調整中

5. 事前確認事項

「とびしマルシェ」概要が決定次第、運行事業者と調整する。

6. 収支に与える影響

無料運行のため、運行したが利用者がなかった状況と同じとなる。

運行経費から運賃収入を差し引いた額を三重交通㈱へ支払いしているが、無料の場合運賃収入が 0 円となるため、運賃収入があった場合に比べて、村から三重交通㈱に支払う額が増加する。

7. 精算方法

当日の運賃収入を 0 円として 1 日の運行に計上する。

なお、臨時便にかかる必要経費については、別途支払うものとする。

8. マルシェ中止の場合

新型コロナウイルス感染拡大の状況などにより、マルシェが中止となった場合は、この無料運行も中止とする。（令和 2・3 年度もマルシェ中止に伴い、無料運行も中止とした。）